令 和 5 年

第3回海老名市議会定例会

議案書

議事日程第1号(令和5年第3回海老名市議会定例会第1日)

令和5年8月29日(火)午前9時30分開議

日程第1	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度海老
		名市一般会計補正予算(第5号))
日程第2	報告第9号	継続費精算報告について(市道62号線延伸道路整備事
		業費ほか1件)
日程第3	報告第10号	公共下水道事業会計継続費精算報告について(河原口排
		水区234号ほか1排水路整備事業費)
日程第4	報告第11号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について
日程第5	報告第12号	債権の放棄について(在宅福祉サービス利用料ほか5件
)
日程第6	議案第41号	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する
		条例の一部改正について
日程第7	議案第42号	海老名市火災予防条例の一部改正について
日程第8	議案第43号	令和4年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余
		金の処分について
日程第9	議案第44号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	議案第45号	令和5年度海老名市一般会計補正予算(第6号)
日程第11	議案第46号	令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算
		(第1号)
日程第12	議案第47号	令和5年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算(第
		1号)
日程第13	認定第1号	令和4年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第2号	令和4年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
		決算認定について

日程第15	認定第3号	令和4年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
		認定について
日程第16	認定第4号	令和4年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
		出決算認定について
日程第17	認定第5号	令和4年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計歳入
		歳出決算認定について
日程第18	認定第6号	令和4年度海老名市公共下水道事業会計決算認定につい
		T

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて(令和5年度海老名市一般会計補 正予算(第5号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、令和5年度海老名市一般会計補正予算(第5号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年8月29日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

令和5年度海老名市一般会計補正予算(第5号)について、緊急を要し、専決処分 したので、報告し、承認を求めるため 専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、下記予算を別紙のとおり専決処分する。

令和5年8月8日専決

海老名市長 内 野 優

記

令和5年度海老名市一般会計補正予算(第5号)

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がない ため

令和5年度海老名市一般会計補正予算(第5号)

令和5年度海老名市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41,713千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,025,788千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
18 繰入金		1, 660, 811	18, 813	1, 679, 624
	2 基金繰入金	1, 659, 781	18, 813	1, 678, 594
21 市債		2, 347, 900	22, 900	2, 370, 800
	1 市債	2, 347, 900	22, 900	2, 370, 800
歳 入	合 計	50, 984, 075	41, 713	51, 025, 788

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		6, 089, 817	24, 442	6, 114, 259
	1 総務管理費	4, 951, 786	24, 442	4, 976, 228
10 教育費		6, 251, 263	17, 271	6, 268, 534
	2 小学校費	497, 683	15, 105	512, 788
	3 中学校費	301, 927	2, 166	304, 093
歳出	合 計	50, 984, 075	41,713	51, 025, 788

第2表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的		補正前		補正後				
起頂の日町	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティ	12, 100	証書借入	年5.0%	借入れの日	35, 000	証書借入	年5.0%	借入れの日
センター大規		又は証券発	以内(ただ	から据置期間		又は証券発	以内(ただ	から据置期間
模改修事業		行。	し、利率見	を含め、30年		行。	し、利率見	を含め、30年
		なお、起	直し方式で	以内に償還す		なお、起	直し方式で	以内に償還す
		債の全部又	借り入れる	る。		債の全部又	借り入れる	る。
		は一部を翌	政府資金及	ただし、市		は一部を翌	政府資金及	ただし、市
		年度に繰り	び地方公共	財政の都合に		年度に繰り	び地方公共	財政の都合に
		越して借り	団体金融機	より繰上償還、		越して借り	団体金融機	より繰上償還、
		入れること	構資金につ	償還年限の短		入れること	構資金につ	償還年限の短
		ができる。	いて、利率	縮又は本議決		ができる。	いて、利率	縮又は本議決
			の見直しを	の範囲内で借			の見直しを	の範囲内で借
			行った後に	換えすること			行った後に	換えすること
			おいては、	ができる。			おいては、	ができる。
			当該見直し				当該見直し	
			後の利率)				後の利率)	
計	2, 347, 900				2, 370, 800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

	売	¢		補正前の額	補 正 額	#
				千円	千円	千円
18 繰入金				1, 660, 811	18, 813	1, 679, 624
21 市債				2, 347, 900	22, 900	2, 370, 800
歳	入	合	計	50, 984, 075	41, 713	51, 025, 788

(歳 出)

	割	Z.		補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
2 総務費				6, 089, 817	24, 442	6, 114, 259
10 教育費				6, 251, 263	17, 271	6, 268, 534
歳	出	合	計	50, 984, 075	41, 713	51, 025, 788

特	補 正 額 の 定 財	財源内訳源	40. D. Ve
国県支出金	地方債	その他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	22, 900	0	1, 542
0	0	0	17, 271
0	22, 900	0	18, 813

2 歳 入

18款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 財政調整基金繰入金	千円 385, 874	千円 18, 813	千円 404, 687
計	1, 659, 781	18, 813	1, 678, 594

2 1 款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務債	千円 229, 000	千円 22, 900	千円 251,900
計	2, 347, 900	22, 900	2, 370, 800

節		説	明
区 分	金 額	页 7 L	97
	千円		千円
1 財政調整基金	18, 813	財政調整基金繰入金	18, 813
繰入金			

節		説	明	
区分	金 額	页定	971	
	千円			千円
1 総務管理債	22, 900	コミュニティセンター大規模改修事業債		22, 900

3 歳 出

2款 総務費

1項 総務管理費

				補	E	額	\mathcal{O}	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特		定	財		源	. fd.	设財源
				国県支出	金	地力	漬債	そ(の他	一九	又則你
	千円	千円	千円	Ŧ	-円		千円		千円		千円
4 地域活動推	543, 810	24, 442	568, 252		0	4	22, 900		0		1, 542
進費						市債					
,											
計	4, 951, 786	24, 442	4, 976, 228		0	4	22, 900		0		1,542

10款 教育費

2項 小学校費

				補	正	額	Ø	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特		定	財		源		2.財源
				国県支出	出金	地力	漬債	その	の他	70	文兒 伤
	千円	千円	千円		千円		千円		千円		千円
1 学校管理費	405, 752	15, 105	420, 857		0		0		0		15, 105
計	497, 683	15, 105	512, 788		0		0		0		15, 105

10款 教育費

3項 中学校費

				補	Œ	額	\mathcal{O}	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特		定	財		源	. fd.	设財源
				国県支出	金	地力	漬債	そ(の他	一九	又則你
	千円	千円	千円	=	戶円		千円		千円		千円
1 学校管理費	243, 372	2, 166	245, 538		0		0		0		2, 166
計	301, 927	2, 166	304, 093		0		0		0		2, 166

節				
区分	金額	説		
15 工事請負費	千円 24,442	コミュニティセンター等維持管理運営経費		千円 24, 442
		コミュニティセンター等改修事業費		24, 442
		工事請負費		24, 442

節					
区分	金額	説明			
	千円		千円		
13 委託料	15, 105	小学校管理経費	15, 105		
		小学校維持管理経費	15, 105		
		委託料	15, 105		

節					
区分	金額	説明			
13 委託料	千円 2,166	中学校管理経費		千円 2,166	
		中学校維持管理経費		2, 166	
		委託料		2, 166	

報告第9号

継続費精算報告について(市道62号線延伸道路整備事業費ほか1件)

海老名市一般会計予算の継続費に係る事業(市道62号線延伸道路整備事業費ほか1件)が終了したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年8月29日提出

令和4年度海老名市一般会計継続費精算報告書

_[**	0	000	400	400	0	000	000	0	058	942
(単位 円)			展名 初一	NX K1 W		5, 394, 000	930, 400	6, 324, 400		1, 948, 000	\triangle 171, 901, 000		153, 058	△ 169, 799, 942
		左の財源内訳		その街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比較	左の財	特定財源	地方債	0	0	18, 800, 000	18, 800, 000	0	0	171, 900, 000	0	31, 000, 000	202, 900, 000
				国県支出金	0	0	0	0	0	△ 1,948,000	1,000	0	6, 270, 000	4, 323, 000
			年割額と支 出済額の港		0	5, 394, 000	19, 730, 400	25, 124, 400	0	0	0	0	37, 423, 058	37, 423, 058
			展 名 心	NX K1 UK	16, 400, 000	1,831,000	1, 069, 600	19, 300, 600	1, 000, 000	13, 456, 000	176, 804, 000	2, 600, 000	1, 346, 942	195, 206, 942
		左の財源内訳		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	嶽	左の財	特定財源	地方債	34, 000, 000	96, 600, 000	26, 100, 000	156, 700, 000	99, 000, 000	137, 900, 000	306, 100, 000	243, 400, 000	114, 500, 000	900, 900, 000
	米			国県支出金	33, 500, 000	68, 475, 000	0	101, 975, 000	0	148, 644, 000	196, 096, 000	275, 000, 000	26, 730, 000	646, 470, 000
	支出済額				83, 900, 000	166, 906, 000	27, 169, 600	277, 975, 600	100, 000, 000	300, 000, 000	679, 000, 000	521, 000, 000	142, 576, 942	25, 407, 000 1, 742, 576, 942
•			海祖·四十	MX K10K	16, 400, 000	7, 225, 000	2, 000, 000	25, 625, 000	1, 000, 000	15, 404, 000	4, 903, 000	2, 600, 000	1, 500, 000	25, 407, 000
	죝	東内訳		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	本	左の財源内訳	特定財源	地方債	34, 000, 000	96, 600, 000	44, 900, 000	175, 500, 000	99, 000, 000	137, 900, 000	478, 000, 000	243, 400, 000	145, 500, 000	1, 103, 800, 000
	∜			国県支出金	33, 500, 000	68, 475, 000	0	101, 975, 000	0	146, 696, 000	196, 097, 000	275, 000, 000	33, 000, 000	650, 793, 000 1, 103, 800, 000
			年割額		83, 900, 000	172, 300, 000	46, 900, 000	303, 100, 000	100, 000, 000	300, 000, 000	679, 000, 000	521, 000, 000	180, 000, 000	1, 780, 000, 000
		#	# #		23	3	4	- 1	30	1	2	3	4	#4
	事業名				市道62号線延伸道路整備	事業費				市道62号線(並木橋)歩	道橋架設事業費			
		Ę	Ķ	2										
	长					相十					報			
L					I									

報告第10号

公共下水道事業会計継続費精算報告について(河原口排水区234号ほか1排水路整備事業費)

海老名市公共下水道事業会計予算の継続費に係る事業(河原口排水区234号ほか1排水路整備事業費)が終了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年8月29日提出

令和4年度海老名市公共下水道事業会計継続費精算報告書

		損益勘定 留保資金	△ 300, 000	△ 88, 200	△ 388, 200			
類	左の財源内訳	国庫補助金	0	0	0			
丑		企業債	300, 000	19, 400, 000	19, 311, 800 19, 700, 000			
	年割額と	文払義務 発生額との差	0	19, 311, 800				
		損益勘定 留保資金	300, 000	160, 200	460, 200			
類	左の財源内訳	国庫補助金	4, 000, 000	16, 000, 000	20, 000, 000			
承		企業債	27, 800, 000	23, 000, 000	50, 800, 000			
	支払義務	発生額	32, 100, 000		71, 260, 200			
		損益勘定 留保資金	0	72, 000	72, 000			
国	左の財源内訳	左の財源内訳	左の財源内訳	左の財源内訳	国庫補助金	4, 000, 000	16, 000, 000	20, 000, 000
全体		企業債	28, 100, 000	42, 400, 000	70, 500, 000			
	100	牛割額	32, 100, 000	58, 472, 000	90, 572, 000			
	年度		3	4	石			
	事業名		可原口排水区 334号(3か1排 水路整備事業 費					
齊			1 建設改良費					
	業			1 資本的支出				
	計画集織比	項事業名 年度 本の財源内訳 支払業務 上の財源内訳 生知識など 上の財源内 上の財源など	項 事業名 年期額 工業債 計画 工業務 工業務 工業債 工業債 工業務 工業務 工業債 工業債 工業務 工業額 工業債 工業額 工業務 工業額	項 事業名 年度 本地義務 支払義務 全地義務 企業債 国庫補助金 現益勘定 発生額 企業債 日庫補助金 担益的。 企業債 日庫補助金 日庫補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日本的源內部 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日本的源內部 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日本額との 日本額との 日車補助金 日本額との 日車補助金 日車補助金 日本額との 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日車補助金 日本額との 日本額との 日車補助金 日本額を 日本額を 日本額を 日本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	項 事業名 年期額 全体計画 計画 支払義務 大上義務 企業債 国庫権助金 有品額公司 工工の財源内配 大上義務 企業債 工工の財源内配 大上義務 企業債 工工の財源内配 大上義務 企業債 工工の財源内配 工工の財源的 工工の財源的 工工の財源的 工工の財源的 工工の財源的 工工の財源的			

報告第11号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月29日提出

1 令和4年度決算に基づく健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
		4.6	28.2		
(11.97)	(16.97)	(25.0)	(350.0)		

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来 負担比率が算定されない場合は「一」
- (2) 括弧内は海老名市における早期健全化基準
- 2 令和4年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位 %)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	(20.0)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「一」
- (2) 括弧内は海老名市における経営健全化基準

報告第12号

債権の放棄について(在宅福祉サービス利用料ほか5件)

海老名市債権管理条例(平成29年条例第4号)第10条第1項の規定により非強 制徴収債権を放棄したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年8月29日提出

令和4年度海老名市債権管理条例に基づき放棄した非強制徴収債権一覧表

			/ 非典罪	郷 四 信 権 夕 枌 華	国が重中	
名務	件数	金額	第10条第1項 該当号数	件数	金額	放棄した日
			第1号	0 件	田 0	
				0 体	田 0	
在宅福祉サービス利用料	14 件	日 080'9		0 体	田 0	令和5年3月31日
			第4号	力 0	!	
			第5号	14 件	6,080 用	
			第1号	0 件	田 0	
			第2号	1 件	109,400 円	
老人保護費個人負担会	1 体	109.400 円		型 0	田 0	今和5年3月31日
	-		第4号	——————————————————————————————————————	田 0	l
			第5号	——————————————————————————————————————	田 0	
			第1号	1 (#	776,685 円	
			第2号	业 0	田 0	
障害者自立支援給付費返還金	1 件	月 289.977		——————————————————————————————————————	田 0	令和5年3月31日
	-			世 0	年 0	
		_	第5号	业 0	田 0	
			第1号	0 件	田 0	
		_	第2号	型 ()	田 0	
保育所延長保育料	2 (本	21,500 円) (体	田 0	今和5年3月31日
				型 (0	田 ()	
			第5号	5 体	21,500 用	
			年1日	少 ()	H 0	
			第2号	——————————————————————————————————————	田 0	
園児給食費(主食費)	少 9	6,000 用		型 0	田 0	令和5年3月31日
			第4号		!	
			第5号	9 使	月 00009	
			第1号	0 体	田 0	
				0 体	田 0	
園児給食費(副食費)	3 体	13,500 円		少 (田 0	今和5年3月31日
			第4号	力 0	田 0	
			第5号	3 体	13,500 円	
			第1号	1 件	776,685 円	
				1 件	109,400 円	\
4	30 体	933,165 円	第3号			\
		_	第4号	サ 0	田 0	\
			第5号	28 作	47,080 用	
※海老名市債権管理条例第10条第1項)条第1項					
第1号 破産免責	:	第4号 徴収停	徴収停止後1年を経過した後、なお無質力	た後、なお無資	力	
第2号 債務者死亡、相続放	(兼		間満了			
第3号 生活困窮(生活保護	又は同等)					

徴収停止後1年を経過した後、なお無資力 時効期間満了 第4号 (第5号 B

議案第41号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正 について

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月29日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを行うため

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改 正する条例

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成5年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1事業系一般廃棄物の部市が、市長が承認したものを収集、運搬及び処分をするとき。の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

海老名市火災予防条例の一部改正について

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月29日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例 の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正をしたいため

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例

海老名市火災予防条例(昭和37年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。 第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。 第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に 改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3厨房設備の項中

上記に分類されないもの	使用温度が80	_	2	2	3	2
	0℃以上のもの		5	О	0	О
			О	О	0	О
	使用温度が30	_	1	1	2	1
	0℃以上800		5	О	0	О
	℃未満のもの		О	О	О	0
	使用温度が30	_	1	5	1	5
	0℃未満のもの		О	О	О	0
			О		0	

」を

Γ

固体	不燃	木炭を燃料とする	炭火焼き器	1	5	5	5
燃料	以外	もの		О	0	0	О
				О			
	不燃	木炭を燃料とする	炭火焼き器	8	3		3
		もの		О	О		О
上記に	二分類	されないもの	使用温度が80	2	2	3	2
			0℃以上のもの	5	0	О	О
				0	0	О	О
			使用温度が30	1	1	2	1
			0℃以上800	5	О	О	О
			℃未満のもの	О	О	О	О
			使用温度が30	1	5	1	5
			0℃未満のもの	О	О	О	О
				О		0	

」に改め

る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の海老名市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条 第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、同条第1項の 規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものの うち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起 算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないも のについては、当該規定は、適用しない。

議案第43号

令和4年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、別紙のとおり令和4年度海老名市公共下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、未処分利益剰余金を処分したいため

令和4年度海老名市公共下水道事業会計の未処分利益剰余金515,372,069円のうち、269,775,672円を資本金へ組み入れ、245,596,397円を減債積立金へ積み立てる。

参考資料

令和4年度海老名市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
=	当年度末残高	3, 263, 040, 145	2, 375, 086, 858	515, 372, 069
報用	養会の議決による処分額	269, 775, 672	0	△ 515, 372, 069
•	資本金への組入	269, 775, 672	0	△ 269, 775, 672
	減債積立金の積立	0	0	△ 245, 596, 397
処分後残高		3, 532, 815, 817	2, 375, 086, 858	(繰越利益剰余金) 0

議案第44号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年8月29日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市大谷北二丁目(以下略)

氏 名 秋 庭 博 行

生 年 昭和26年

提案理由

現委員秋庭博行氏の任期満了(令和5年12月31日)に伴い、再推薦したいため

(参 考)

秋 庭 博 行 略歴

年月	学歴・職歴
昭和49年3月	大学造形学部卒業
昭和51年4月から	海老名市立海老名中学校教諭
昭和62年3月まで	一世
昭和62年4月から	海老名市立海西中学校教諭
平成7年3月まで	一世
平成7年4月から	海老名市立今泉中学校教諭
平成15年8月まで	一個
平成15年9月から	海老名市立海老名中学校教頭
平成20年3月まで	一种七石中立体七石中子仪教项
平成20年4月から	海老名市立海西中学校校長
平成24年3月まで	19年2月中立19日中于仅仅仅
平成24年4月から	神奈川県県央教育事務所教育指導員
平成26年3月まで	117 东州 东
平成26年4月から	海老名市教育委員会教育支援課教育専門指導員
平成29年9月まで	144亿41140000000000000000000000000000000
平成27年1月から	人権擁護委員
現在まで	八世班安女只

令和5年度海老名市一般会計等補正予算(別冊)

- 議案第45号 令和5年度海老名市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第46号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第47号 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度海老名市一般会計等歲入歲出決算認定(別冊)

- 認定第1号 令和4年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和4年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和4年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 認定第5号 令和4年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- 認定第6号 令和4年度海老名市公共下水道事業会計決算認定について

令和5年第3回海老名市議会定例会会期日程(案)

会期32日間

月日	曜日	種 別	内容	開議時刻
8月29日	火	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
9月4日	月	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
9月8日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	同
9月11日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
9月12日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月14日	木	本会議	市政に関する一般質問	田
9月15日	金	本会議	市政に関する一般質問	回
9月19日	火	本会議	市政に関する一般質問	间
97,191	, ,	委員会	公共施設再編・適正化に関する特別委員会	本会議終了後
9月21日	木	委員会	予算決算常任委員会総務分科会	午前9時
9月22日	金	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会	回
9月25日	月	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月27日	水	委員会	予算決算常任委員会	间
9月29日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分